

令和2年

第6回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和2年3月13日（金）
開会15時00分 閉会16時55分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 教育費予算に対する意見の申出について

2 協議

- (1) 市町村立学校長の人事について
- (2) 県立学校長の人事について
- (3) 県立学校事務職員の人事について
- (4) 事務局等職員の人事について

3 議事

- 第12号議案 教職員の働き方改革取組指針の改定について
- 第13号議案 令和2年度福岡県教育施策実施計画の策定について
- 第14号議案 福岡県指定文化財の指定について
- 第15号議案 福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人事について
- 第16号議案 個人情報開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：久保田誠二、宮本美代子、木下比奈子、前田恵理、堤康博

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 中島良博、教育総務部長 木原茂、教育振興部長 上田哲子、
総務企画課長 谷本理佐、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、
施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、
義務教育課長 一色潤貴、特別支援教育課長 井手優二、人権・同和教育課長 中山克利、
体育スポーツ健康課長 稲富勉、社会教育課長 富松文夫 外

4 傍聴者等数

なし

5 議事録

【城戸教育長】

ただ今から第6回教育委員会臨時会を開催いたします。傍聴の方に申し上げます。受付で配付された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないようご協力をお願いします。

本日の案件については、お手元に配付しております資料の通りでございます。それでは審議に入る前に、非公开发議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

〈堤委員が挙手〉

【堤委員】

協議（1）から（4）、それから第15号議案は人事に関する案件であります。さらに、第14号議案、第16号議案につきましては個人情報を含む案件でございますので、非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、堤委員から非公開の発議がありましたので採決を採りたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

〈全員が挙手〉

【城戸教育長】

全員賛成ですので、協議（1）から（4）、及び第14号議案から第16号議案については非公開といたします。他には、ないでしょうか。

〈 な し 〉

【城戸教育長】

ないようですので、以上で、非公开发議の確認を終わります。

これにより、本日の会議は公開にて報告（1）、第12号議案、第13号議案の審議を行った後に、非公開により第14号議案から第16号議案、及び協議（1）から協議（4）を審議することといたします。

それでは、まず、報告（1）「教育費予算に対する意見の申出について」を、石橋財務課長、お願いします。

○報告（１） 教育費予算に対する意見の申出について

【石橋財務課長】

教育費予算に対する意見の申出について、御報告を行うとともに、承認をお願いするものであります。

〈石橋財務課長が資料に沿って説明〉

【石橋財務課長】

説明は以上です。御承認のほど、よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。本予算につきましては、先ほどの議会にて議決を頂いているところでございます。この報告について、御意見や御質問はありませんか。

【久保田委員】

自動手洗消毒器というのは、手洗いと消毒が一緒になっているのですか。

【稲富体育スポーツ健康課長】

自動手洗消毒というのは、レバー等を押すことなく手をかざすと自動で水と消毒液が出るようなものです。

【城戸教育長】

他にございませんか。

〈 な し 〉

【城戸教育長】

特にないようですので、本案件については承認といたします。

次に第１２号議案「教職員の働き方改革取組指針の改定について」を、松永教職員課長、お願いします。

○第１２号議案 教職員の働き方改革取組指針の改定について

【松永教職員課長】

それでは、御説明申し上げます。本県の教職員の働き方改革につきましては、平成

30年3月に働き方改革取組指針を策定するとともに、昨年1月に文部科学省がガイドラインを策定したことを受けまして、4月に反映させる形で改定を行ったところがあります。今回の改定につきましては、国のガイドラインが指針という形で変更されたことに伴いまして、本県の教職員働き方改革取組指針の整理を行うものでございます。

<松永教職員課長が資料に沿って説明>

【松永教職員課長】

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

本案件について御意見、御質問をお願いします。

【宮本委員】

今回の内容は、国のガイドラインが指針になったということだけでしょうか。

【松永教職員課長】

そのとおりでございます。それに伴い本県の働き方改革取組指針の改定を行うことを議決いただくものでございます。

【城戸教育長】

国から示された変形労働時間制については、条例化したものを案として提示させていただくことになると思います。

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決といたします。

続いて第13号議案「令和2年度福岡県教育施策実施計画の策定について」を谷本総務企画課長お願いします。

○第13号議案 令和2年度福岡県教育施策実施計画の策定について

【谷本総務企画課長】

御説明させていただきます。本件については、2月26日の教育委員協議会と3月6日教育委員会会議の2回にわたって御協議いただいております。本日は、それらの御意見を反映し議案として提出させていただいております。

＜谷本総務企画課長が資料に沿って説明＞

【谷本総務企画課長】

説明は以上でございます。本日議決をいただきましたら、3月27日の県議会での令和2年度当初予算の議決後に重点的に取り組む事業に予算額を追加した上でホームページに公開するとともに、市町村教育委員会、学校、教育関係機関へ周知し施策の実施に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

本案件について、御意見、御質問等申し上げます。

【宮本委員】

これからに向けてお願いですが、9ページに部活動指導員の配置について記載がありますが、これについて現状値や目標値を提示することはあるのでしょうか。

【稲富体育スポーツ健康課長】

配置状況については、現在「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」に記載させていただいております。目標値の設定については現在検討しておりません。

【宮本委員】

現状はどのくらいでしょうか。

【稲富体育スポーツ健康課長】

本年度の県立学校については119校のうち102校に対して168名派遣しております。予算では1校につき2名分を準備しておりましたが、結果的には168名の派遣となっております。市町村立学校につきましては、政令市を除く202校のうち派遣予定学校数が101校でございましたが、派遣されたのは52校、92名となっております。

【城戸教育長】

部活動指導員については、人材を見つけるのが難しいという現場の声が上がってきております。

【宮本委員】

2点質問があります。1点目は、12ページの主な取組で「放課後等における子どもたちの体験活動などの支援」の概要に記載されている子どもの体験活動とはどのような内容なのでしょうか。

2点目は、地域活動指導員と地域学校協働活動推進員の違いを教えてください。

【富松社会教育課長】

体験活動とは、切り絵年賀状教室などの生活体験や高齢者とのふれあい体験、キャンプなどを行っております。

地域活動指導員は、年間を通して外へ出向く活動や宿泊を伴う活動を含めた様々な子どもの活動を企画・立案しております。地域学校協働活動推進員は、主として放課後に、地域と連携・協働して学校等施設内において子どもが活動することを企画・立案しております。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決といたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので全員御退席いただきますようお願いいたします。

< 以降非公開となった >

○第14号議案 福岡県指定文化財の指定について

福岡県指定文化財の指定について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第15号議案 福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人事について

福岡県文化財保護審議会委員及び専門委員の人選について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第16号議案 個人情報開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

個人情報開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について、審議の結果、原案どおり可決した。

- 協議（１） 市町村立学校長の人事について
市町村立学校長の人事について、協議を行った。
- 協議（２） 県立学校長の人事について
県立学校長の人事について、協議を行った。
- 協議（３） 県立学校事務職員の人事について
県立学校事務職員の人事について、協議を行った。
- 協議（４） 事務局等職員の人事について
事務局等職員の人事について、協議を行った。

（ 1 6 : 5 5 ）